

次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について

1 趣旨

本県では、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的に推進していくため、平成27年3月に「淡海子ども・若者プラン～子ども・子育て環境日本一の滋賀を目指して～」を策定し、各施策の推進に取り組んでいる。

現プランの計画期間が令和元年度までであることから、令和2年度からの子ども・若者育成支援施策推進のため、改めて社会環境の変化や国の動向、県民ニーズ等を踏まえ、淡海子ども・若者プランの次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

滋賀県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定する。（「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。）

併せて、法に基づく以下の計画の位置づけも併せ持つ計画とする。

- ◆子ども・子育て支援法に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ◆子ども・若者育成支援推進法に規定される「都道府県子ども・若者計画」
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される「自立促進計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法に規定される「都道府県行動計画」
- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」

3 計画期間等

- ・計画期間：令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）（5年間）
- ・対象（「子ども・若者」）の定義）

生まれてから自立するまでの者を幅広く含んだ概念であり、0歳からおおむね30歳未満までの者の総称とするが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

4 スケジュール

(平成30年度)	11月15日	子ども若者審議会（第11回） ・諮問
	2月6日	子ども若者審議会（第12回）
(令和元年度)	7月～8月	部会による分野別審議（2回）
	9月6日	子ども若者審議会（第13回）
	10月4日	厚生・産業常任委員会 ・次期プランの策定（骨子案）について

11月7日	子ども・若者審議会（第14回）
12月13日	厚生・産業常任委員会 ・次期プラン素案について
12月～1月	パブリックコメント、市町意見照会
2月	子ども・若者審議会（第15回）
3月	厚生産業常任委員会 ・次期プラン最終案（パブコメ結果含む）について
3月	次期プラン策定・公表

現行プランの体系とこれまでの主な取組

子ども・若者にとっての幸せを第一に考え、3つの柱で施策を推進

1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成

- ①子どもの人権が尊重される社会づくり
- ②子ども・若者の育成支援についての理解の促進

取組

- ・ 子ども県議会を開催し、子どもがしがの魅力等に関心を持ち、考え、県政等に対する意見や提言を発表できる機会を確保した。
- ・ 企業に子育てを応援するサービスの実施等を働きかけ、賛同する企業を「淡海子育て応援団」として登録し、取組を発信した。

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(1) 子育てを切れ目なく支える

- ①安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり
- ②子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
- ③すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実
- ④仕事と家庭の両立支援
- ⑤子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

取組

- ・ 多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町が行う第3子以降の保育料を無料化する経費を補助した。(H28~)
- ・ 滋賀県社会福祉協議会が設置する「はぐくみ基金」へ助成する等、子どもを真ん中に置いた地域づくりとして「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を公私協働で推進した。
- ・ 市町が行う保育所等の施設整備を支援し、待機児童の解消や保育環境改善を図った。

(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える

- ①子どもとともに育つ地域づくり
- ②「生きる力」を育む教育・学習の充実
- ③若者の社会的自立・職業的自立の促進

取組

- ・ しがこども体験学校推進事業を実施し、豊かな自然等を生かし、様々な体験の機会の充実を図る取組を推進した。
- ・ 若者の就労を支援するため、おうみ若者未来サポートセンター(2019.4.1~しがヤングジョブパークに名称変更)において、就職相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関する講習会や就職説明会の開催などをワンストップで実施した。

(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える

- ①共生社会に向けた多様なニーズへの支援

- ・ 発達障害者支援センターを設置し、本人や家族への相談支援や就労支援、関係機関へのコンサルテーションなどの実施により自立に向けた支援を行った。

(4) ひとり親家庭を支える

- ① 真の自立のための就業支援・生活支援
- ② 生活の安定と自立のための経済的支援
- ③ きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発

取

- ・ ひとり親家庭と市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能をもった総合的な相談機関として「ひとり親家庭総合サポートセンター」を開設した（H30～）。
- ・ 支援制度をまとめた「ひとり親家庭のしおり」や、親子向けの情報を掲載した「ひとり親家庭サポート定期便」を配布するとともに、県のHPで支援制度の周知等を行った。

組

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(1) 社会的養護の推進

- ① 児童虐待の未然防止
- ② 児童虐待の早期発見・早期対応
- ③ 子どもの保護・ケア
- ④ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援
- ⑤ 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化
- ⑥ 子どもへの心理的虐待の予防（DV防止）
- ⑦ いじめの加害者や非行児童への対応

取

- ・ 県全体の子ども家庭相談体制の強化のため、県内3か所目となる児童相談所（大津・高島子ども家庭相談センター）を開設した（H28）。
- ・ 更なる機能強化のため、大津・高島子ども家庭相談センターに一時保護所を開設した（H31）。
- ・ 児童養護施設等で暮らす子どもの自立支援として、仕事体験や施設退所後のアフターケア強化等を行った。（H28～）
- ・ 児童虐待の防止に向けて、オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発、市町・関係機関職員への研修、24時間の通告体制などにより、早期発見・早期対応を行った。

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

- ① 青少年の健全育成の推進

組

- ・ 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を対象とした総合相談窓口を設置し、ニートやひきこもり、不登校など、複雑化する子ども・若者を取り巻く問題に対して、早期から相談に応じ、必要な支援につなげた（H29～）。

(3) 子どもの貧困対策の推進

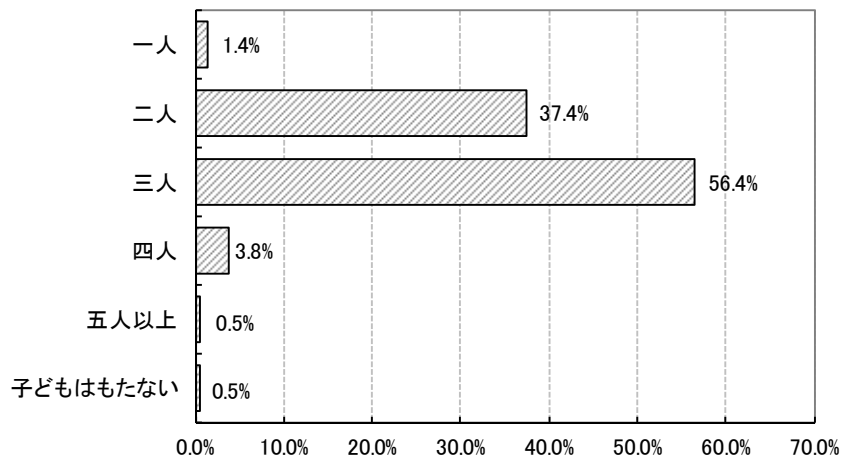
- ① 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
- ② 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
- ③ 世帯の生活を下支えするための経済的支援
- ④ 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

- ・ 子ども食堂の立ち上げ支援として、立ち上げのための経費の助成や、講習会や実施者の交流会を開催するとともに、地域で子ども食堂の取組を進める研修会を開催した。
- ・ 社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを課題の大きい小学校へ配置し、学校・教育委員会と福祉等の関係機関との連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の調整・改善を促進した。

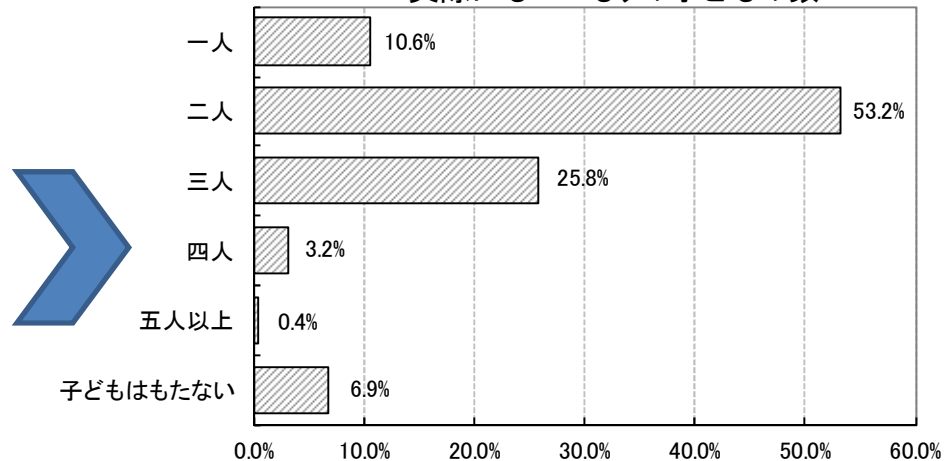
子ども・若者をめぐる主な現状と課題

子どもを生み育てる

理想とする子どもの数



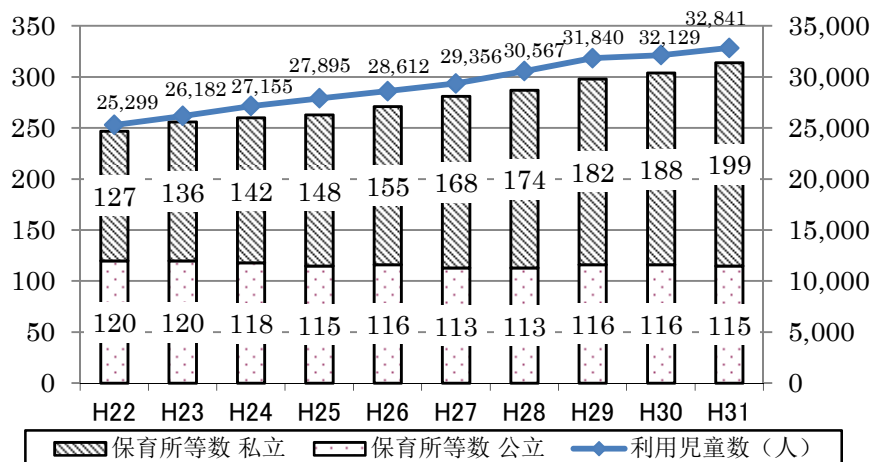
実際にもつつもりの子どもの数



子育てに関する県民意識調査(H30 滋賀県)

- ・理想とする子どもは「3人」が約56%なのに対し、実際にもつつもりの子どもは「2人」が約53%と差が生じている
- ・子どもを生み育てる希望を高め、それを叶えることのできる環境づくりが必要

保育所等の児童数の推移



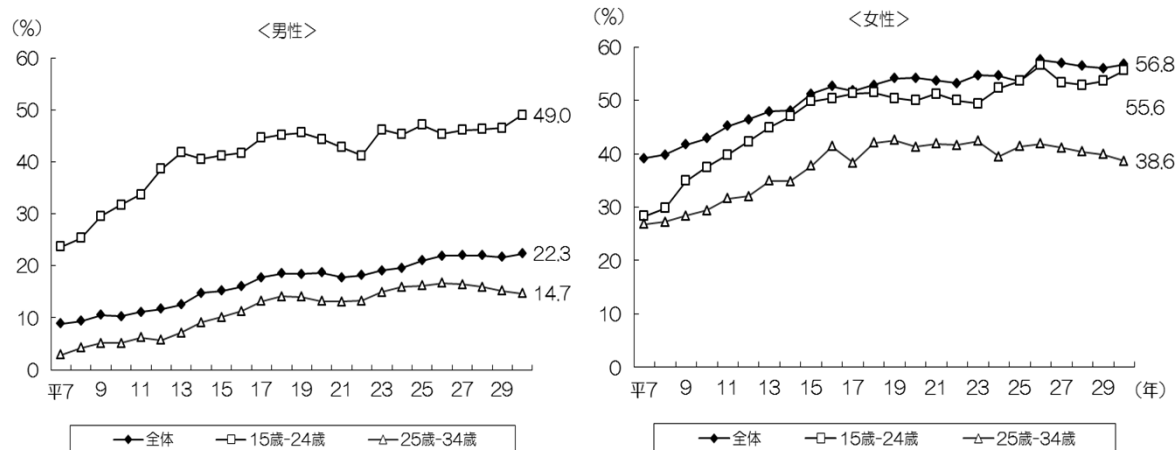
滋賀県調べ(各年4月1日現在)

- ・少子化が進行する一方、保育所等の利用児童数は年々増加
- ・保育所等の施設整備は進んでいるものの、依然として待機児童が発生(平成31年4月1日 459人)
- ・幼児教育・保育の無償化による更なるニーズの高まり

子育て環境づくりにおいて、就学前児童の受け皿確保が重要な課題となっており、子育て人材の確保・質の向上対策に取り組む必要がある。

子ども・若者の育ち

非正規雇用の比率の推移(全国)



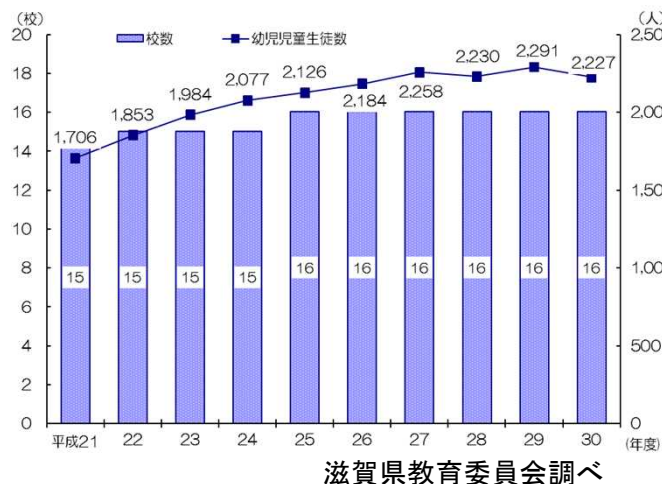
労働力調査(総務省)より

- ・少子化、情報化、核家族化や地域におけるつながりの希薄化など子ども・若者を取り巻く環境の著しい変化
- ・雇用環境も厳しい状況が続いており、男性の非正規雇用の比率の推移は、15歳から24歳では、平成7年から平成30年までで、2倍以上に

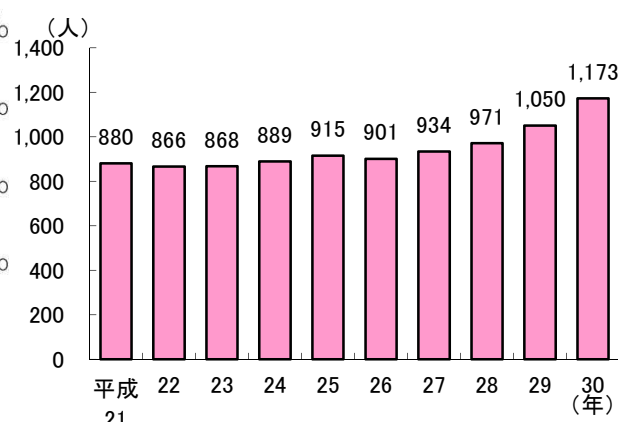
社会情勢が著しく変化しており、子どもの生きる力の一層の育成や就労支援などにより社会的・職業的自立を図ることが必要

共生社会

特別支援学校の校数・幼児児童生徒数(滋賀県)



日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移(県内公立小中学校)



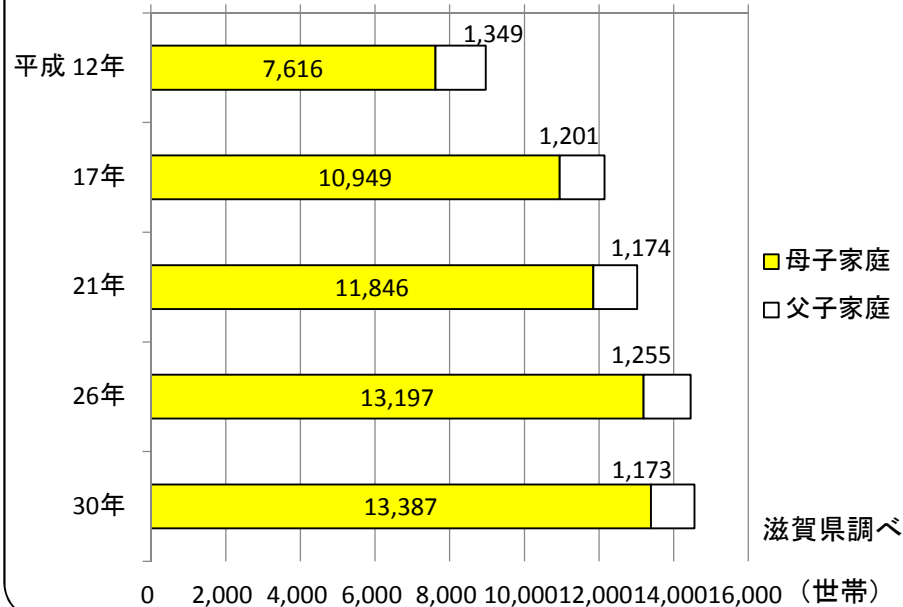
文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」等より

- ・県内の特別支援学校の幼児児童生徒数は、ここ数年2,200名程度で推移
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加傾向にあり、平成29年に初めて1,000人を上回った

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が人権を尊重され、健やかに成長できるよう共生社会に向けた多様なニーズへの支援が必要

ひとり親家庭

ひとり親家庭の世帯数の推移(滋賀県)

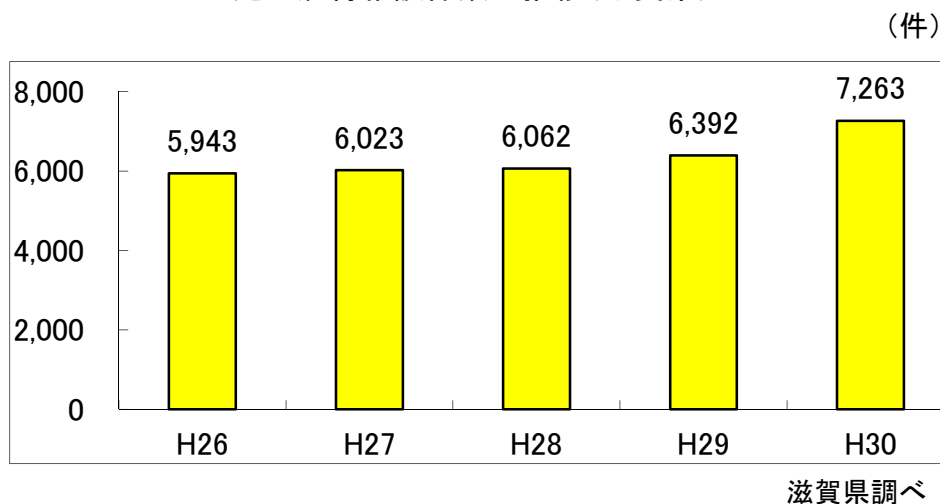


- ・県内のひとり親家庭の世帯数は平成30年4月現在で14,560世帯(母子家庭13,387世帯、父子家庭1,173世帯)であり、前回の計画策定時点である平成26年4月と比べて108世帯増加
- ・就労状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を抱えている家庭も多く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況も生じている。

仕事と家庭を両立し、経済的に自立するための支援とともに、きめ細やかな相談体制の構築と情報提供が必要

社会的養護

児童虐待相談件数の推移(滋賀県)



- ・滋賀県の児童虐待相談件数は過去10年間で2.6倍に
- ・保護者や子どもへの対応も複雑化、困難化

児童虐待の未然防止から、早期発見・早期対応のため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう機能強化を図るとともに、市町や関係機関と連携しながら県全体の相談体制を充実させることが必要

※淡海子ども・若者プランの実施計画である次期「滋賀県児童虐待等防止計画」も今年度策定

青少年の健全育成

青少年関係団体の活動状況(滋賀県)

- ・青年団
H26 15団体、約700人 → H31 9団体、約100人
- ・子ども会連合会
H26 64,651人 → H30 50,980人
- ・ボーイスカウト(指導者込)
H26 1,437人 → H30 1,131人
- ・ガールスカウト(指導者込)
H26 891人 → H30 753人

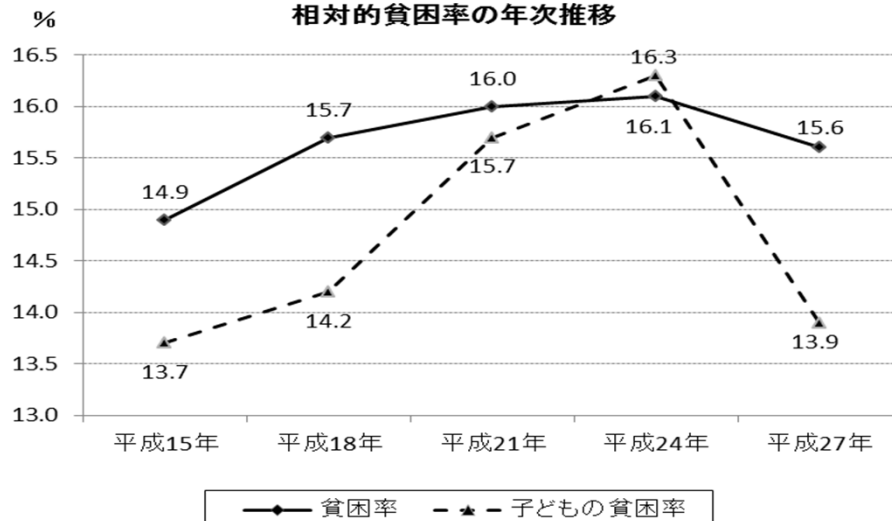
- ・核家族化や地域の希薄化などにより、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場が減少
- ・学校外での活動の多様化により、子ども・若者の青少年団体等への参加者数が減少傾向



若者の主体的な地域活動や社会貢献活動への参加促進が必要

子どもの貧困

相対的貧困率の年次推移



出典:平成28年 国民生活基礎調査

- ・「平成28年国民生活基礎調査」での相対的貧困率は、全体で15.6%、子どもで13.9%。
- ・家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率(大人が一人の「子どもがいる現役世帯」)で50.8%(対平成25年調査比3.8ポイントの低下)と改善は見られるものの依然として高い水準。



貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが必要

次期「淡海子ども・若者プラン～子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して～」骨子案

I プランの策定について

1 策定の趣旨

平成27年3月策定の淡海子ども・若者プランが令和元年度で終期を迎えることに伴い、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化、県民ニーズを踏まえ現プランを見直し、次期計画を策定する。

2 計画の位置付け

- 本県における子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための計画。
- 「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)
 - ・ 「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)
 - ・ 「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
 - ・ 「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)
 - ・ 「都道府県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律)も含む位置付けとする。

3 計画期間 5年:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

II 子ども・若者をめぐる主な現状と課題

<子どもを生み育てる>

少子化が進行する中、子どもを生み育てる希望を高め、それを叶えるため、社会全体で子育てを支える機運を醸成し、多様なニーズに対応する切れ目のない支援が必要。子育て環境づくりにおいて、保育所等利用児童数は増加傾向にあり、待機児童数が発生する中(H31 459人)、幼児教育・保育の無償化が本年10月から開始され、さらなる就学前児童の受け皿確保が必要

○保育所等利用児童数(県) H26 28,612人 → H31 32,841人

<子ども・若者の育ち>

社会情勢が著しく変化しており、子どもの生きる力の一層の育成を図ることが必要。また、就労支援などにより社会的・職業的自立を図ることが必要

○男女別雇用者(役員を除く)に占める非正規職員・従業員の割合

男性 滋賀県23.0% 全国22.3% 女性 滋賀県61.6% 全国56.6%(H29)

<共生社会>

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していけるよう、きめ細かな支援が必要

○特別支援学校の幼児児童生徒数(県) H26 2,184人 → H30 2,227人

○日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移(県内公立小中学校)
H26 901人 → H30 1,173人

<ひとり親家庭支援>

ひとり親の世帯数が増加する中、仕事と家庭を両立し、経済的に自立するための支援とともに、ひとり親家庭に対する支援施策の認知度が低く、十分に活用されていないことを踏まえ、支援に関する広報・周知が必要

○ひとり親世帯数(県) H26 14,452世帯 → H30 14,560世帯

<社会的養護>

児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応も複雑化、困難化。児童虐待の未然防止・早期発見、早期対応とともに、子ども家庭相談センターの体制強化等、児童虐待への対応強化が必要

○児童虐待相談件数(県) H26 5,943件 → H30 7,263件

<青少年の健全育成>

地域の希薄化などにより、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会が減少する中、主体的な地域活動や社会貢献活動等への参加促進が必要

○青年団の活動状況(県) H26 15団体、約700名 → H31 9団体、約100名

<子どもの貧困>

子どもの相対的貧困率は13.9%(H28国民生活基礎調査)と改善は見られるが、支援を必要とする子ども・家族は依然として多く存在。現在から将来にわたって、子どもが健やかに育つ環境づくりが必要

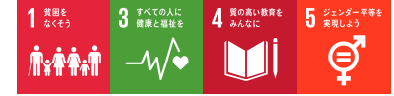
○子どもの貧困率(国) H24 16.3% → H27 13.9%

○児童・生徒の生活保護および就学援助の受給割合(県)

H24 12.3% → H27 12.4%

III 3つの基本理念

- 1 子ども・若者が夢を持って健やかに育つ
- 2 保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ
- 3 地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる



IV 具体的な施策の推進

施策を進める5つの視点

- 1 子どもを社会の主役に
- 2 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう
- 3 支援を、必要とするすべての人に
- 4 生まれる前から自立までの切れ目のない支援
- 5 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」取組

7つの基本施策

1 社会全体で子育て・子育てを応援

- (1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
- (3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援
★外国人幼児児童生徒に対する支援

2 安心・安全な子育て環境

- (1) 安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり
- (2) すべての子育てで家庭の多様なニーズに対する支援の充実
- (3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
★子育て人材の確保・質の向上対策
- (4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり
- (5) 仕事と家庭の両立支援

5 社会的養護の推進

- (1) 児童虐待の未然防止
- (2) 児童虐待の早期発見・早期対応
★保健・医療・福祉・教育の連携
- (3) 子どもの保護・ケア
- (4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援
- (5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

3 子ども・若者の健やかな育ち

- (1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進
★子ども食堂等の居場所づくりの推進
- (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
- (3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進

6 子どもの貧困対策

- (1) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
- (2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
- (3) 世帯の生活を下支えするための経済的支援
- (4) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援
★学校と福祉等関係機関との連携強化による支援の体制づくり

4 青少年の健全な成長

- (1) 青少年の健全育成の推進
★自立性や社会性を獲得する機会の充実による青少年活動の活性化
- (2) いじめの加害者や非行児童への対応

7 ひとり親家庭への支援

- (1) 自立のための就労支援
- (2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援
- (3) 生活の安定と自立のための経済的支援
- (4) きめ細かな相談体制と情報提供
★支援が届きにくい家庭への対応強化

V プランの推進について

- 1 行政、家庭、学校、企業、県民等それぞれが果たす役割
- 2 計画の推進体制
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し(当事者の声を反映)